

「令和9年度設楽町中学生海外派遣事業業務」プロポーザル公募に係るQ & A

令和8年10月13日

実施要領

No.	項 目	Q 質 問	A 回 答
1	7 応募の手続き (4) 参加申込 【様式6】担当者(添乗員)調書	・添乗員について、契約後に変更することはできるか。	・担当者及び添乗員については、やむを得ない事情でない限り、原則、応募書類からの変更は認められません。
2		・添乗員について、社外在籍のプロの添乗員（契約のある派遣会添乗員）に業務委託できるか。	・添乗員の業務委託については、問題ありません。
3		・添乗員の1年前の確約は難しい。2～3名の候補者を提出する形でも構わないか。	・問題ありませんが、できる限り予定している方のみご記入ください。

仕様書

No.	項 目	Q 質 問	A 回 答
4	4 事業内容等 (2) 派遣先	・今回の派遣先が具体的にシンガポールとなった理由はなにか。	・本プロポーザル募集と直接的な関係は認められないため、回答を控えさせていただきます。
5	4 事業内容等 (5) 研修内容(案) B & S プログラム	・大学生とのB&Sプログラムについて、大学の指定はあるか。	・大学の指定はありません。 ・ただし、語学力が低い生徒の参加も想定しているため、一緒に行動する際に、施設案内、安全注意などのコミュニケーションが図れる程度を求めます。
6		・ジョホールバル(マレーシア)に範囲を広めたプログラムでも問題ないか。	・問題ありませんが、円滑に出入国手続き等ができるよう配慮をお願いいたします。
7		・観光的な要素は必要なしと考えて問題ないか。	・観光要素も含めた市内散策を想定しています。

8	4 事業内容等 (5) 研修内容(案) 現地中学生との交流	・ 交流内容の想定、対象校の想定はあるか。	・ 同年代（中学3年生）との交流とします。生徒の英語力は、簡単な自己紹介や学校生活、将来の夢などを話すことが可能なレベルを想定してください。 ・ 対象校の想定はありません。隣国（マレーシア）の中学生でも可能です。
9	4 事業内容等 (5) 研修内容(案) 行政関連施設または	・ 複数の候補を提案しても、問題はないか。	・ 実現可能な候補地が複数あれば、提案いただけるとありがたいです。グループごとに異なる施設を訪問することを提案していただいても結構です。 ・ 契約協議時に候補地を選定させていただく予定です。
10	日系企業訪問	・ 訪問先となる「日系企業」は具体的にどこであるか想定はありますか？ これらも提案事項と考えておけばよいか。	・ お見込のとおり、提案事項とさせていただきます。
11	5 業務内容等 1 渡航手続き	・ 渡航手配にあたって弊社指定の申込書(個人情報、アレルギー調査等)のご記入とパスポートコピー提出いただくことは可能か。	・ 可能ですが、その場合、契約期間内に個人情報の掲載書類を破棄していただくようお願いいたします。
12	5 業務内容等 6 宿泊施設の手配	・ ホテルではなくシンガポール内の学生寮でもよいか。他の国の学生と交流できる機会が増え英語コミュニケーションの練習になる。	・ 問題ありません。
13	5 業務内容等 10 現地通貨との両替	・ 「事前研修(第1回)で参加者から日本円を徴収し、事前研修会(第2回)で現地通貨を配付する。」について →シンガポール現地で両替所に一緒に生徒様をお連れしそちらで両替をお手伝いするフローでもよいか。 ※生徒様が現金を忘れることが多いため	・ 問題ありません。
14	6 見積経費の内容 2 海外交通	・ シンガポールは添乗員がサポートするので公共交通機関を活用してよいか。国の面積が狭く 車で5～10分のところの移動になるので、公共交通機関のほうが便利と考える。	・ 問題ありません。

15	6 見積経費の内容 5 燃料サーチャージ・ 保険等	・海外旅行保険加入に伴う費用とは、保険料を見積もりに含めるという認識でよいか。	・お見込のとおりです。
16	10その他	・海外旅行という事で為替の変動など不確定な要素があるが、大幅な変動があった場合の価格変更について発注者との協議の上契約変更可となっている。期限はあるか。	・特に期限は定めません。世界情勢の大きな変動（テロ等）の事由によっては、できるかぎり都度対応します。
17		・今まで中学生海外派遣事業の実績があれば、どこに行って何をしたか資料などを開示していただくことは可能か。	・本町では、コロナ禍が明けてR7から中学生海外派遣事業を再開しました。 R 7：ニュージーランド R 8：シンガポール ・資料開示については、本プロポーザル募集と直接的な関係は認められないため控えさせていただきます。
18		・受託させていただいた場合、打合せなどは、ケースバイケースでオンライン打合せをさせていただくことは可能か。	・担当教職員等との打合せについては、オンライン、メールで問題ありません。 ・生徒及び保護者を対象とする事前説明会・研修会については、担当者の方が来校いただき、直接ご説明いただきますようお願いします。
			以上